清水町地域おこし協力隊設置要綱

（設置）

第１条　人口減少、高齢化等の進行が著しい本町において、３大都市圏をはじめとする都市地域の人材を積極的に招致し、その定住、定着を図るとともに、地域の課題解決及び活性化を図るため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年３月31日付け総行応第38号総務事務次官通知)に基づき、清水町地域おこし協力隊（以下「地域おこし協力隊」という。）を設置する。

（地域協力活動）

第２条　地域おこし協力隊は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる地域協力活動（以下「協力活動」という。）を行う。

（１）　地域おこしの支援

（２）　移住・交流の支援

（３）　住民の生活支援

（４）　農林水産業への従事等

（５）　水源保全・監視活動

（６）　環境保全活動

（７）　その他、町長が必要と認める活動

（要件）

第３条　地域おこし協力隊の隊員（以下「隊員」という。）は、次の各号の要件をすべて満たす者のうちから、町長が任用する。

（１）　地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない者

（２）　任用される前に本町の区域内に住所を定めたことがない者

（３）　過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）及び沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）に指定された地域以外の地域に生活の拠点があり住民票を置く者

（４）　任用の日において18歳以上50歳未満の者

（５）　心身がともに健康で、協力活動に意欲と情熱を持ち、かつ、誠実に職務を遂行できると認められる者

（６）　地域になじむ意思があるとともに、本町に定住しようとする意欲があると認められる者

２　前項の規定により任用された隊員は、直ちに本町の区域内に住民票を置かなければならない。

（身分）

第４条　隊員は、清水町臨時職員に関する規則（昭和60年清水町規則第10号。以下「臨時職員規則」という。）に規定する臨時的任用職員とする。

（任用期間）

第５条　隊員の任期は委嘱の日から起算して６月を超えない期間とし、６月を超えない期間で更新することができる。ただし、当初の任期から３年を越えて任用することはできない。

２　町長は、隊員が次に掲げる行為があったときは、解職することができる。

（１）　法令又は隊員の義務に違反し、協力活動を怠ったとき。

（２）　心身の故障のため、協力活動に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（３）　協力活動に必要な適格性に欠くとき。

（４）　隊員としてふさわしくない非行があったとき。

（５）　協議なく住所を移したとき。

４　隊員がやむを得ず任用期間満了前に退職しようとするときは、退職しようとする日の30日前までに町長に申し出なければならない。

５　任用及び懲戒等の手続き並びに必要な書類は臨時職員規則に定めるところによる。

（勤務条件等）

第６条　この要綱に定めるもののほか、隊員の賃金、勤務時間、休暇その他の勤務条件等については、臨時職員規則に定めるところによる。この場合において、「勤務」とあるのは「協力活動」と読み替えるものとする。

２　隊員の賃金の額は、臨時職員規則別表第２に掲げる額とする。

３　隊員には、住居手当は支給しない。

４　隊員の住居は、町所有の住宅又は町が借り上げた住宅とする。

５　隊員の協力活動に必要な車輌及び物品等は町所有のものを使用する。

６　隊員が協力活動及び研修のために旅行する場合には、清水町職員等の旅費に関する条例（昭和35年清水町条例第１号）のその他の職員の例により旅費を支給する。

（活動の特例）

第７条　隊員は、協力活動時間以外において、町長が認める範囲において、次の各号に掲げる活動等を行うことができる。

（１）　協力活動に関連して実施するものであって、対価を得る活動等

（２）　任期終了後の定住に向けた基盤づくりのために必要な実証活動であって、対価を得る活動等

２　前項の活動を行おうとするときには、清水町役場処務規程（昭和41年清水町訓令第12号）第42条の２で定める手続きにより、営利企業等従事許可をあらかじめ受けなければならない。

（報告書）

第８条　隊員は、毎月10日までに前月分の協力活動内容を協力活動報告書（様式第１号）により町長に報告しなければならない。

２　隊員は、要請があったときは、町が開催する活動報告会に出席し、必要に応じて活動の実施状況等について報告しなければならない。

（服務）

第９条　隊員は、この要綱その他関係法令を遵守し、常に職務を誠実かつ公正に遂行しなければならない。

２　隊員は、職務以上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（町の役割）

第10条　町長は、隊員の地域活動が円滑に実施できるように、次に掲げる事項を行うものとする。

（１）　隊員の協力活動に関するコーディネート

（２）　町のホームページ、町の広報誌等を活用した隊員の活動の周知

（３）　隊員の研修及び隊員相互の交流

（４）　隊員の協力活動終了後の定住支援

（５）　前各号に定めるもののほか、隊員の円滑な活動に関して必要な事項

（庶務）

第11条　庶務は、原則配属部署において処理する。ただし、前条第２号から第４号の庶務は企画課政策企画係において処理する。

（委任）

第12条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成27年１月13日から施行する。

附　則

この要綱は、平成28年４月１日から施行する。